

○草津市附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成 25 年草津市条例第 3 号。以下「条例」という。）別表第 1 に掲げる市長の附属機関（別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 附属機関の委員は、別表第 1 の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

（任期）

第 3 条 附属機関の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第 2 に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

（委員長等）

第 4 条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第 3 に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第 3 項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

（附属機関の会議）

第 5 条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第 5 項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

（定足数および議決の方法）

第 6 条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、別表第 4 に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定

足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第 7 条 附属機関は、必要と認めるときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第 9 条 条例第 3 条第 2 項の規定により、別表第 5 に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織（以下「分科会等」という。）を置き、担当事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第 10 条 別表第 1 に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(草津市一般職員懲戒審査委員会規則等の廃止)

別表第 1 (第 2 条、第 10 条関係)

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市農業振興計画 審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 農業従事者 (4) 農業委員 (5) 農地利用最適化推進委員 (6) 関係する団体から選出された者 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他市長が必要と認める者	環境経済部農林水産課